（その１）

収支報告書

令和2年分
（　　開催分）

（ふりがな）　じゆうみんしゅとうひろしまけんさんぎいんせんきょくだいななしぶ

1 政治団体の名称　自由民主党広島県参議院選挙区第七支部

2 主たる事務所の所在地　広島県広島市中区東白島町17-18-202

3 代表者の氏名　（姓）河井　（名）案里

4 会計責任者の氏名　（姓）立道　（名）浩

事務担当者の氏名
（姓）　（名）

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分

☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　（姓）河井　（名）案里
公職の種類（現職・候補者の別）　（現職）参議院議員
公職の候補者の氏名（２人目）　（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）　（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）



資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

コード　名寄せ　資産
2630

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	不明
（前年からの繰越額）	不明
（本年の収入額）	不明
支　出　総　額	不明
翌年への繰越額	不明

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	不明
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	不明

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附		不明
（うち特定寄附）		不明
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		不明
(ｳ) 政治団体からの寄附		不明
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		不明
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		不明
イ　政党匿名寄附		不明
合　計　（ア ＋ イ）		不明

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	□	不明
イ　建物	□	□	不明
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	□	不明
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	□	不明
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	□	不明
カ　金銭信託	□	□	不明
キ　有価証券	□	□	不明
ク　出資による権利	□	□	不明
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	□	不明
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	□	不明
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	□	不明
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	□	不明

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

検察当局に関係書類を押収されているため、収支報告者の記載を不明で報告致します。検察当局により関係書類が返還された時には、収支報告者を訂正致します。

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 13 日

政治団体の名称　自由民主党衆議院選挙区第七支部

会計責任者の氏名　立道浩　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

2　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。



政治資金監査報告書

令和３年５月11日

自由民主党広島県参議院選挙区第七支部
代表　河井　案里　殿

登録政治資金監査人　石川　豊
登　録　番　号　第４９６１号
研修終了年月日　平成27年11月26日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党広島県参議院選挙区第七支部の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、原則として自由民主党広島県参議院選挙区第七支部の主たる事務所で行うべきところであるが、既に借りていた主たる事務所は貸主に明け渡ししており、適正な監査を行うと石川豊が判断したため、広島県広島市南区京橋町１－７アスティ広島京橋ビルディングの貸会議室において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しているかどうか不明であり、会計責任者においても保存されていない。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されておらず、また、当該国会議員関係政治団体の会計責任者は当該会計帳簿を備えていない。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、支出の状況が不明と記載されている。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しているかどうか、会計帳簿に基づいて記載されているかどうかは不明である。

３　業務制限

自由民主党広島県参議院選挙区第七支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党広島県参議院選挙区第七支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上